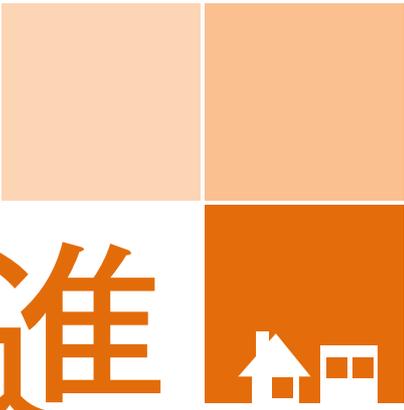


2024 年版

町内会
加入促進
マニュアル



富良野市

はじめに

近年、震災や豪雨による土砂崩れなど甚大な被害を及ぼす災害が全国各地で起こっています。また、高齢者の孤独死や子どもへの虐待などが世間の話題となっており、地域コミュニティの重要性が唱えられています。

一方で、地域防災や高齢者の見守り、子どもの安全対策など、住みよいまちづくりの中心的な役割を担ってきた町内会が、少子化・高齢化の問題に直面しています。

また、価値観の多様化、ライフスタイルの変化により、町内会活動に無関心な人が多くなってきたことで、町内会に加入しない人が増えてきており、今後の町内会活動の維持に支障がきたされることが懸念されています。

そこで本市では、町内会加入促進の取り組みとして、町内会への加入を呼びかける基本的な方法や実践例をまとめたマニュアルを作成しました。このマニュアルを活用していただき、本市とともに会員の拡大に向けた取り組みを進めていただければ幸いです。

令和6年4月

富良野市 市民生活部 コミュニティ推進課

もくじ

1. 町内会の必要性・役割を知る！

- ・町内会の機能・主な活動例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・町内会のメリットの一例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・町内会加入戸数・加入率が減るとどんな影響が！？・・・・・・・・ 3
- ・災害時にこそ町内会！・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 町内会加入の進め方！

- ・呼びかけの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・アパート等の居住者への加入促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. Q&A 質問への回答例！

- ・一般居住者編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・アパート等居住者（単身者・転勤族・学生など）編・・・・・・・・ 9

4. 加入呼びかけ実施例！

- ・事例1. 独自の加入案内チラシを作成！・・・・・・・・・・ 10
- ・事例2. 市からの転入者情報の案内がきたら即行動！・・・・・・・・ 10
- ・事例3. 新築戸建住宅への加入呼びかけ！・・・・・・・・・・ 10

5. 活用ください！加入呼びかけ文書各種

- ・あいさつ状 文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・加入案内チラシ・申込書 例・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・アパートオーナー・管理会社への依頼文書 文例・・・・・・・・ 14

6. 市が行う加入促進の取り組み

- ・市窓口での加入呼びかけの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1. 町内会の必要性・役割を知る！

未加入者に加入を呼びかける際に、なぜ町内会は必要なのか、なぜ町内会に加入してほしいのかをしっかりと伝えられるかが、町内会加入の決め手となります。まずは町内会の必要性について再認識しましょう。

◆町内会の機能・主な活動例

親睦 ・ 交流 ・ 青少年育成		機能	住民同士の信頼関係や安心感を育む親睦・交流 子供会などによる青少年育成・親睦・交流
		主な活動	レクリエーションや親睦会などの開催
環境 美化		機能	快適に暮らすための生活環境の維持・改善
		主な活動	資源回収ステーションの管理や道路や公園などの 一斉清掃など
防災 ・ 防犯		機能	安心して暮らすための防災・防犯
		主な活動	防災訓練や防犯パトロールの実施など
福祉		機能	高齢者など支援が必要な方も安心して暮らすための福祉
		主な活動	町内の見守りや声かけ運動、ふれあいサロンの開催など
伝統 ・ 文化		機能	魅力ある地域を育むため、伝統・文化を継承
		主な活動	お祭りや盆踊りなど伝統行事の開催
自治		機能	地域の課題について住民自らが解決する自治
		主な活動	各種会議の開催、地域要望など

◆町内会のメリットの一例

①つながりができ、「いざ」というときに助け合える

地域の行事などに参加することで、子どもから高齢者まで幅広い世代と接することができます。さまざまな活動を通してコミュニケーションをとる機会になり、「いざ」というときに助け合える関係を築くことができます。



②さまざまな地域の情報が得られる

回覧板などによって、地域や行政からのお知らせ・連絡事項など暮らしに関わる重要な情報を逃すことなく定期的に入手することができます。



③住みよい生活環境づくりができる

地域防災や防犯パトロール、見守り運動、資源回収ステーションの管理、清掃活動など、自ら住みよい地域をつくることができます。



④行政に対する相談・要望が効果的になる

地域の課題があれば、自治会を通して行政に相談・要望することもできます。個人でするよりも町内会を通じて相談・要望することで、地域全体の問題とすることができ、行政もより速く、スムーズに対応できます。



◆町内会加入戸数・加入率が減るとどんな影響が！？

昨今、価値観の多様化、ライフスタイルの変化により、町内会活動に無関心な人が多くなってきたことで、町内会に加入しない人が増えてきています。では、町内会加入戸数・加入率が減少するとどのような影響があるのでしょうか。

①災害時の安否確認・情報の伝達、防犯体制に支障をきたす

②会員の高齢化による活動の継続に支障をきたす

③行政に対する要望の効力が薄れる

◆災害時にこそ町内会！

個人之力だけでは、どうしようもない災害や犯罪に立ち向かうには、地域の結束力が重要です。どのような住民がいるのか把握することや、情報伝達方法の共有、いざというときの対策をシミュレーションしておくことで、迅速な避難活動や救助活動を行うことができます。町内会が機能していない地域では、何か問題が起こっても地域での合意形成が難しく、解決に時間がかかったり、行政に対しても十分な要望や提案もできません。町内会の役割をできるだけ多くの方に理解していただき、加入を促したり、結束を強めることも重要です。

★震災で活躍した地域の結束

2011年に発生した東日本大震災では、自治組織（町内会）の方も避難誘導を行ったそうです。また、避難所生活では、いち早く自治組織（町内会）の方々が情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要な物資の聞き取り調査を行い、対策本部に情報提供したとのこと。さらには、高齢者や障害のある方の安否確認なども行っています。

このように、日頃の自治組織（町内会）の活動が活発な地域ほど、避難所においてもコミュニティ活動が機能し、支え合いや助け合いの意識が高かったと言われています。

この東日本大震災を教訓とした、自治組織（町内会）による自主防災組織の必要性が唱えられ、結成の機運が全国的に広まっています。

2. 町内会加入の進め方 !

町内会に加入していただくためには、訪問前の準備と、的確な加入の働きかけを行うことが重要です。また、加入の働きかけ方は、一般住宅とアパート等で異なります。できる限り、個々の世帯にあった取り組みを行い、加入を強制するような呼びかけではなく、丁寧な対応を心がけましょう。

◆呼びかけの手順

《訪問前の準備》

①未加入世帯の把握、調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯の確認
※アパート等の場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。



まずは
実態調査!

②役員の共通認識、町内会の役割の再確認

- ・呼びかけの熱意や誠意を育みましょう。
- ・加入のメリットは?など想定される質問に答えられるようにしましょう。(想定質問と回答例は7~9 ページ)

加入案内を
シミュレーション!

③訪問時の説明資料を用意

- ・あいさつ状(新規転入者向け)、加入の案内状、加入申込書の作成…ポイントを押さえ簡潔な文書に(あいさつ状・加入案内チラシ、加入申込書は12~13 ページに記載)
- ・町内会の総会資料を用意(会則、事業計画、予算、役員名簿等)
※総会資料は難しいという印象を持たれるので、町内会だよりやできるだけ分かりやすい資料等で説明をすることを心がけましょう。

資料を用意!

《訪問するとき》

④訪問の方法

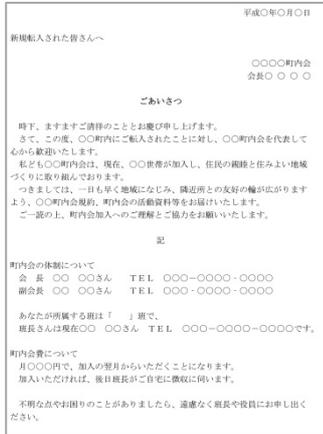
- 訪問人数 2~3人

- 訪問時期
 - ・新規転入者には ⇒ 居住開始後、間を置かず訪問
 - ・既居住者には ⇒ イベント等の開催に合わせて訪問

複数名が理想
新規転入者は
入居後、即!

●訪問時間 相手の応対可能な時間帯を考慮（夜はなるべく訪問しない）

●携行品 あいさつ状・加入案内チラシ、加入申込書（12～13ページ）



町内会の活動
がよく分かる
資料を持参！

※新規転入者には⇒あいさつ状、加入案内チラシ、加入申込書、町内会の総会の資料、町内会だより、広報紙、イベントの案内等、ごみ収集カレンダー等の暮らしの資料
※既居住者には⇒加入案内チラシ、加入申込書、町内会の総会の資料、町内会だより、イベントの案内等

●訪 問 ①初回訪問時 ⇒ 5分程度の簡単な説明にとどめる
②2回目訪問時 ⇒ 1週間後。初回の訪問で加入を拒否された場合にも役員を替えるなど工夫して訪問する。

説明は簡潔！
長居は無用！

●説明内容 行事や活動内容を説明するとともに、災害時に大きな力となる町内会のメリットを伝え、関心を持ってもらうことが大切です。また、防犯灯の維持補修など、地域みんなのために会費が役立つことを伝えましょう。新規転入世帯の場合は、居住開始直後に訪問し、ごみ出しのルールについて説明すると、町内会の必要性を認識してもらいやすいでしょう。子どもがいる世帯には、お祭りや運動会などの行事や見守り活動、子ども会の説明など、子どもとのつながりを活かした案内をすると効果的です。

◆アパート等の居住者への加入促進

アパート等の居住者の加入呼びかけに、苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんです。アパートオーナー及び住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、防犯灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、町内会にとっても財源確保につながります。

●短期間の単身者などへの対応

会費を減額する等の特例を設けることも加入促進の一つの方法です。

※会費の特例について、規約または内規に明記しましょう。規約の変更には総会の議決が必要です。

会費の減額
など柔軟に！

●アパートオーナーや住宅管理業者に協力を依頼

アパートオーナー（または住宅管理業者）に加入の必要性を理解してもらい、次のような協力をお願いしましょう。

① アパートオーナーに町内会費も集めてもらう

アパートが地域にあることから、オーナー自身に、町内会費を家賃と一緒に集めてもらうことを依頼します。

家賃と一緒に集めるため、留守などによる会費未納が減ったり、短期での人の入れ替わりも把握できます。

アパートは
オーナーや
管理会社へも
アプローチ！

② 住宅管理業者に直接交渉し、アパート単位での加入を依頼する

入居時に住宅管理業者から居住者へ町内会に加入していることを伝えてもらい、町内会からは、活動内容等の分かる資料を持参しましょう。

※アパートオーナーが分からない場合

アパートの運営や管理は全て住宅管理業者に依頼してオーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらうなど、住宅管理業者に協力をお願いすると良いでしょう。

3. Q & A 質問への回答例 !

◆一般住宅編

よくある

Q. 加入のメリットは？

A. 市の広報紙などの行政情報のほかに、地域で作成する広報紙などが配布されるので、身近な暮らしの情報やイベント情報が入手できます。また、道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活上の環境整備に係る問題が的確に要望できるので、住みよい地域づくりにつながります。

よくある

Q. 町内会に入らないといけないの？

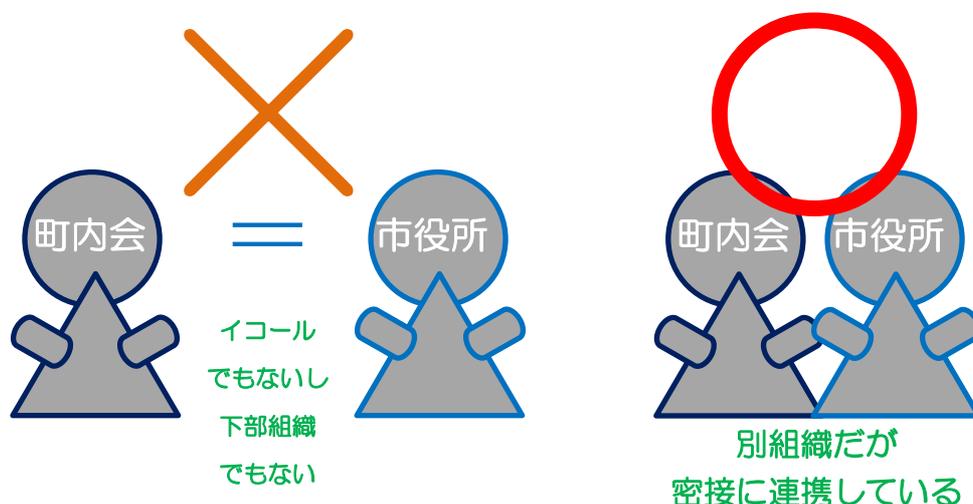
A. 町内会への加入は、強制できませんが、防災・防犯、町内会が管理する防犯灯・資源回収ステーションの設置など、生活に密着した問題には隣近所や、町内会の助け合いが必要となるので、ぜひ加入してください。

Q. そもそも町内会って何？

A. 自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。住民同士の親睦を図りながら、資源回収ステーションの維持・管理、地域防災訓練、防犯のためのパトロール・防犯灯設置、環境美化のための清掃活動など、さまざまな活動を行っています。

Q. 町内会は市役所と関係ないの？

A. 市から広報紙の配布などを依頼されたり、市の事業に協力したりすることはありますが、地域住民が自主的に結成し運営している団体です。



Q. 税金を払っているのだから、地域のことは市役所がしてくれるのでは？

- A. 住民ニーズの多様化により、あらゆる課題に対して、行政だけでの対応が難しくなってきました。そこで、町内会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは、東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思っています。

Q. 個人情報安全に管理されているの？

- A. みなさんから提供いただいた情報は、町内会で定めた目的にしか利用していません。また、いただいた情報は町内会長と役員がきちんと管理しています。

※上記の回答をする場合は、町内会で個人情報の取り扱い方法を文書化しておく必要があります。

Q. 町内会費はどのような用途に使われていますか？

- A. 防犯灯の設置や維持費、清掃、安全パトロール、イベント、敬老会などに支出しています。(各町内会の実情に合わせて)

Q. 会費が払えないのだけど…

- A. 会費の納付方法や減額などを役員会で検討することもできます。

Q. 高齢で役員は荷が重いけど…

- A. 年齢や生活スタイルなどで困難な方は免除するなど、対応を役員会で検討することもできます。

Q. 町内会に加入していなくても、行事に参加しても良い？

- A. ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。

Q. 町内会活動でケガをした場合は自己負担？

- A. 町内会で保険に加入している場合もあります。加入している場合は活動中の怪我は保障されます。※保険加入状況を確認しましょう。

◆アパート等居住者（単身者・転勤族・学生）編

よくある

Q. 単身赴任（もしくは学生）のため、長く住まないけど…

- A. 町内会で設置している防犯灯は安全の確保につながり、資源回収ステーションの管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、町内会活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁です。町内会に加入して仲良くやっていきませんか。
※会費を減額する等の特例を設け、加入を呼びかけるのも一つの手です。

よくある

Q. 単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員になれませんが…

- A. 他の方もお忙しい方ばかりなので、半年ごとの持ち回りにしています。よろしくをお願いします。
A. 休日の行事のお手伝いなど、できる限りのことにかまいません。

Q. いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

Q. 住民票を前のまちから移していない人でも加入できるの？

- A. この地域に住んでいる人であれば大歓迎です。
※町内会の取り決め（規約など）があればそれに従ってください。

お互いのライフスタイル・価値観を認識し、
組織を現状にあったカタチに見直すことも必要です



4. 加入呼びかけ実施例 !

ここでは、実際に加入の呼びかけを行った他の市町村の町内会の例を掲載しています。それぞれに工夫を凝らして加入の呼びかけを行っています。皆さんの地域の特性を考慮しながら、当てはまりそうな事例を参考にして実践してみてください。

◆事例1. 独自の加入案内チラシを作成！

《××町内会 △△会長のお話》

町内会自体の存在が認知されていない現状を打開するため、町内会役員の顔写真を掲載することで、誰が役員をしているか知ってもらい、困ったときに役員に声をかけやすいように工夫しました。

◆事例2. 市からの転入者情報の案内がきたら即行動！

《□□町内会 ◇◇会長のお話》

昔は、転入者から町内会長にあいさつに来ましたが、今はそのような時代ではなくなり、転入者の方から町内会に加入してくれるということが少なくなりました。

そのため、市からの転入者の情報提供（本人に同意を得て、町内会長に情報提供をしています）や隣近所の方、またはアパートの場合は大家さんから転入の情報を得ましたら、総務部長（事務局長）を中心に積極的に加入の呼びかけを行いましょう。

呼びかけ時には、案内状、加入案内チラシ、町内会の総会議案、会則や町内会だよりなどを配布すると効果的です。

◆事例3. 新築戸建住宅への加入呼びかけ！

《△△町内会 ××会長のお話》

町内に住宅地が造成され、戸建住宅の建設が始まりました。これと並行するかたちで、町内会の役員会で、どのように町内会に加入の取組みを進めるか話し合い対応しました。

まず、下記の書類を入れた封筒を全戸配布しました。

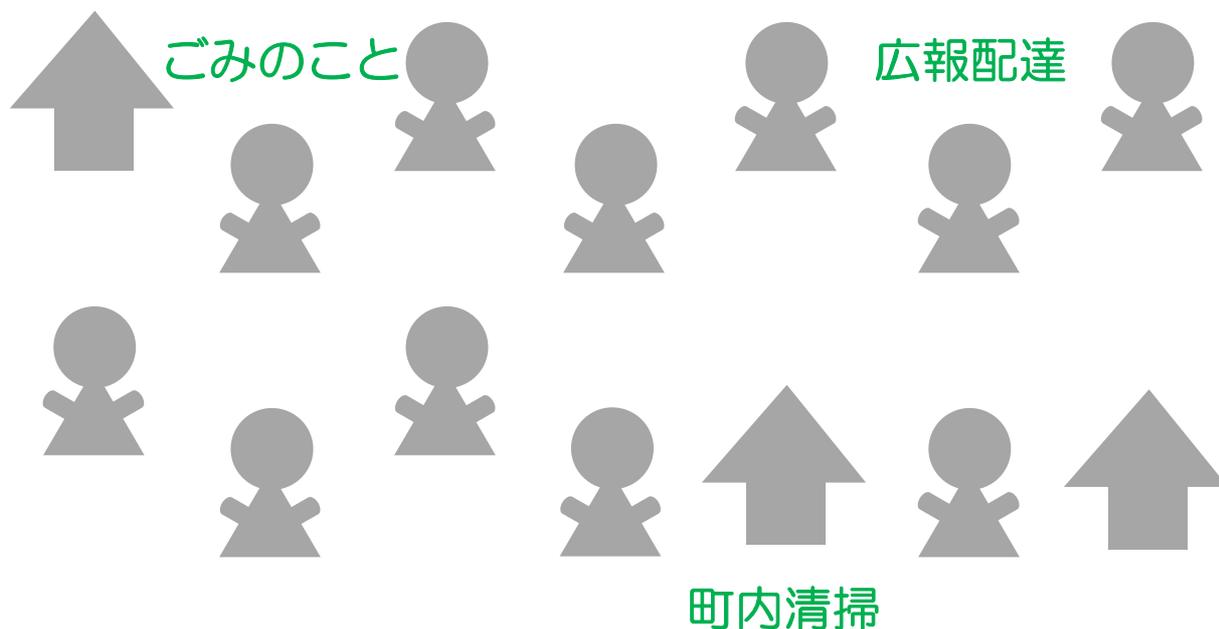
- 町内会の活動内容、児童を対象とした行事、役員名簿などを記載した資料
- 会長名刺などを添付した『町内会加入チラシ』
- 町内会区域の略図 ●規約

しばらく音沙汰がありませんでしたが、しだいに加入申込みの連絡が増え結果的に、ほとんどの世帯が自主的に加入していただくことができました。

その理由として…

- ① 加入勧誘前から、広報紙を配布していたこと
- ② 当該地域を担当する民生委員児童委員などが、毎日、熱心に登校時の児童生徒を見守り、子どもたちと顔なじみになり信頼関係が構築されたこと
- ③ 時期的に、子どもの参加する行事が続いたこと
- ④ ほとんどの世帯に学童・幼児がいるため、自然に親密感が生まれていたと考えられること

まずは活動を知ってもらうこと
あとは日々の活動の積み重ね…



5. 活用ください！ 呼びかけ文書各種

《あいさつ状 文例》

令和〇年〇月〇日

新規転入された皆さんへ

〇〇〇〇町内会
会長〇〇〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇町内にご転入されたことに対し、〇〇町内会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇町内会は、現在、〇〇世帯が加入し、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、町内会の活動資料等をお届けいたします。

ご一読の上、町内会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

町内会の体制について

会 長 〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

副会長 〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

あなたが所属する班は「 」班で、

班長さんは現在〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。

町内会費について

月〇〇〇円で、加入の翌月からいただくことになります。

加入いただければ、後日班長がご自宅に徴収に伺います。

不明な点やお困りのことがありましたら、遠慮なく班長や役員にお申し出ください。

当地区にお住まいの方へ

住みよいまちは私たちの手で

—私たちの●●町内会を紹介します—

●●町内会は、さまざまな活動を通じて、安全・安心な住みよい地域づくりに取り組んでいます。これから、地域の一員として、住みよい地域づくりにご協力をお願いします。

町内会に入ると…

福祉

情報

環境

防災

防犯

- ◆地域の情報をお届けします！
町内や生活に欠かせない市からの情報を回覧板でお知らせします。
- ◆顔の見える関係となり安心します！
住民同士の交流の場として、親睦会や子ども会行事などを開催しています。
- ◆いざというときに助け合うことができます！
防災訓練や防犯パトロール、防犯灯の維持管理などを行っています。
- ◆快適な生活環境をつくることができます！
快適な生活環境をつくるため資源回収ステーションの管理や清掃活動を行っています。
- ◆みんなで課題を解決することができます！
地域の課題についてみんなで考え必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。

・・・お問い合わせ先・・・

〇〇町〇番〇号 電話：〇〇-〇〇〇〇 〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇

・・・キリトリ・・・

加入申込書

フリガナ			
氏名			
住所			
電話		FAX	
メールアドレス			

《アパートオーナー・管理会社への依頼文書 文例》

令和〇年〇月〇日

〇〇不動産 御中

〇〇〇〇町内会
会長〇 〇 〇 〇

新規居住者様の自治会加入への協力をお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち〇〇町内会は、現在〇〇世帯が加入しており、住民の親睦と安全安心の住みよいまちづくりに取り組んでいます。

私ども〇〇町内会は、現在、〇〇世帯が加入し、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、新規居住者様に〇〇町内会の活動内容を知っていただき、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、町内会の活動資料等をお届けいたしますので、よりよいまちづくりのため、新規居住者様全世帯の町内会加入への働きかけをお願いします。

下記の通り、諸連絡とともに、町内会加入へのご協力をお願いいたします。

記

町内会の体制について

会 長 〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

副会長 〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

新規居住者様が所属される班は「 」班で、

班長さんは現在〇〇 〇〇さん TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。

町内会費について

月〇〇〇円で、加入の翌月からいただくことになります。

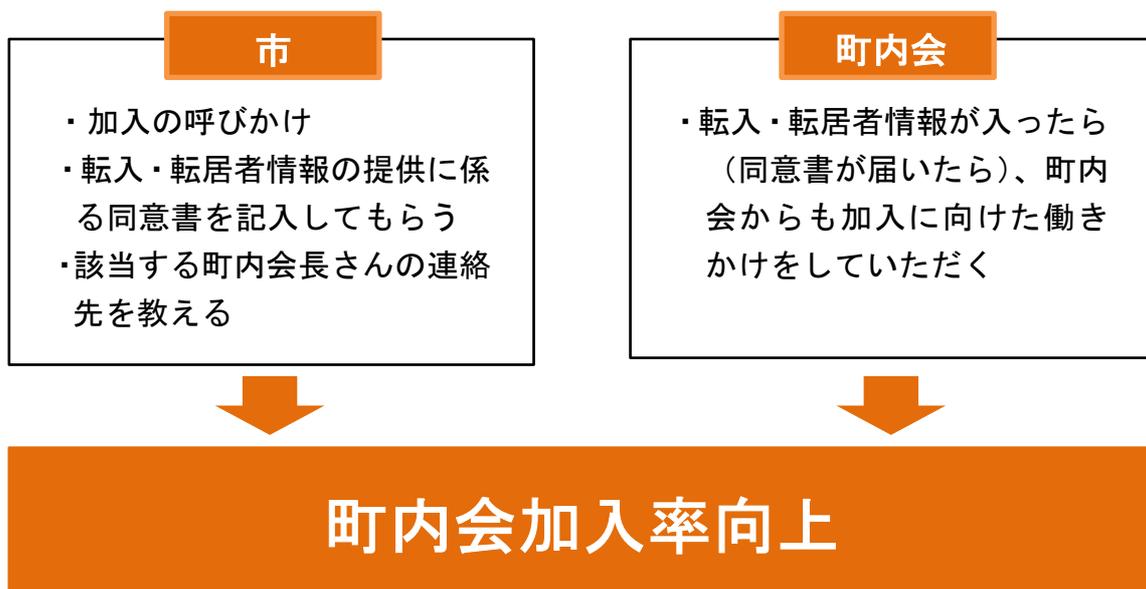
加入いただければ、後日班長がご自宅に徴収に伺います。

不明な点やお困りのことがありましたら、遠慮なく班長や役員にお申し出ください。

6. 市が行う加入促進の取り組み

◆市窓口での加入呼びかけの流れ

- ① 環境課窓口において、ごみの説明の際に、町内会への加入を勧めると同時に、該当する町内会の会長さんの連絡先を伝えます。また、町内会に対して、転入・転居情報を提供して良いか、同意書を記入していただきます。
- ② 町内会からも加入の呼びかけができるように、同意書に記載した転入・転居者情報をコミュニティ推進課から該当する町内会長さんに郵送します。



《転入・転居者情報の提供に係る同意書》

お引越し（転入・転居）された方へ	
<small>富良野市では、災害対策、資源回収ステーションや防犯灯の管理、広報の配布などを、町内会のみなさんをお願いしており、町内会を中心とした「たすけあい」のまちづくりを進めております。そこで、あなたが今後お住まいになる地域の町内会長さんに、下記の情報をお伝えすることに、ご協力いただきますようお願いいたします。</small>	
町内会長さんに、下記の情報をお知らせすることに同意します。	
年 月 日	
ふりがな 名前	電話番号
住所 富良野市	
<small>※上記内容は、町内会長さんへの情報伝達以外の目的には使用いたしません。また、プライバシーを保護し、責任を持って管理及び処理いたします。（市民生活部 コミュニティ推進課 市民協働係）</small>	
記入後は職員にお渡しく下さい。	
担当者記入欄	町内会

《町内会への通知文書（転入・転居者情報を添付）》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

町内会長 様

富良野市市民生活部コミュニティ推進課

町内会への転入・転居者の情報提供について

日頃から、町内会活動を通し、市のまちづくりにご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では町内会加入促進の取り組みとして、市役所窓口にて転入・転居者に対し町内会への加入を勧めると同時に「町内会への情報提供に係る同意書」の記入を任意でお願いしています。

「町内会への情報提供に係る同意書」をご活用いただくことで、転入・転居者側から町内会の加入申し出を待つだけでなく、町内会側からも加入に向けて働きかけていただくことが可能となります。

貴町内会の地域に転入・転居した方の「町内会への情報提供に係る同意書」を同封いたしますので、趣旨をご理解いただき、町内会加入促進にご活用ください。（すでに町内会に加入している場合は破棄していただきますようお願いいたします）

不明な点などがありましたら、コミュニティ推進課にご連絡ください。

担 当
コミュニティ推進課 市民協働係
（富良野市複合庁舎1階）
TEL 39-2311

町内会加入促進 マニュアル 2024

富良野市 市民生活部 コミュニティ推進課

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

富良野市複合庁舎 1階

Tel:39-2311 fax:23-1313

Email:

shiminkyoudou-ka@city.furano.hokkaido.jp



◎町内会の会員数に変更があったら

⇒コミュニティ推進課（39-2311）か企画振興課（39-2304）まで連絡
ください。広報紙の配布枚数を変更いたします。

◎町内会・連合町内会、コミュニティセンター・集落センター等の地域
会館に関することは、コミュニティ推進課で担当しています。